

新旧対照表

現 行

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第2条の2 法第56条の2第1項の規定により条例で指定する同項に規定する対象区域は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれの対象区域ごとに同項の規定により法別表第4 (に) 欄の各号のうちから条例で指定する号は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

対象区域		法別表第4 (に) 欄の各号のうちから指定する号
法別表第4 (い) 欄に掲げる地域又は区域	法第52条第1項各号に掲げる建築物の容積率が定められた区域	
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域	10分の5、10分の6及び10分の8の区域	(一)
	10分の10の区域	(二)
	10分の15及び10分の20の区域	(三)
第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	10分の10及び10分の15の区域	(一)
	10分の20の区域	(二)
	10分の30の区域	(三)
第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域	(一)
	10分の30の区域	(二)
近隣商業地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域	(二)
準工業地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域	(二)
用途地域の指定のない区域	10分の5、10分の8、10分の10及び10分の20の区域	(二)

2 法第56条の2第1項の規定により法別表第4 (ろ) 欄の四の項イ又はロのうちから条例で指定するものは、法第52条第1項第8号の規定により定められた建築物の容積率(以下この項において「容積率」という。)が10分の5及び10分の8の区域内にあっては同欄の四の項イとし、容積率が10分の10及び10分の20の区域内にあっては同項ロとする。

3 法第56条の2第1項の規定により法別表第4 (は) 欄の二の項及び三の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから条例で指定する平均地盤面からの高さは、4メートルとする。

改 正 案

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第2条の2 法第56条の2第1項の規定により条例で指定する同項に規定する対象区域(以下「対象区域」という。))は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれの対象区域ごとに同項の規定により法別表第4 (に) 欄の各号のうちから条例で指定する号は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

対象区域		法別表第4 (に) 欄の各号のうちから指定する号
法別表第4 (い) 欄に掲げる地域又は区域	法第52条第1項各号に掲げる建築物の容積率が定められた区域	
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域	10分の5、10分の6及び10分の8の区域	(一)
	10分の10の区域	(二)
	10分の15及び10分の20の区域	(三)
第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	10分の10及び10分の15の区域	(一)
	10分の20の区域	(二)
	10分の30の区域	(三)
第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域	(一)
	10分の30の区域	(二)
近隣商業地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域	(二)
準工業地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域	(二)
用途地域の指定のない区域	10分の5、10分の8、10分の10及び10分の20の区域	(二)

2 法第2条第33号に規定する地区計画等の区域(法第68条の2第1項に規定する地区整備計画等が定められている区域に限る。))その他これに準ずる土地利用に関する計画が定められた区域(以下「地区計画等の区域等」という。))のうち土地利用の状況等を勘案して知事が指定する区域は、前項の規定にかかわらず、対象区域から除くものとする。

3 知事は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くものとする。

4 市町長は、知事に対し、当該市町の区域内の地区計画等の区域等のうち対象区域から除くことが適当であると認める区域について、第2項の指定をすることを申し出ることができる。

5 法第56条の2第1項の規定により法別表第4 (ろ) 欄の四の項イ又はロのうちから条例で指定するものは、法第52条第1項第8号の規定により定められた建築物の容積率(以下この項において「容積率」という。)が10分の5及び10分の8の区域内にあっては同欄の四の項イとし、容積率が10分の10及び10分の20の区域内にあっては同項ロとする。

6 法第56条の2第1項の規定により法別表第4 (は) 欄の二の項及び三の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから条例で指定する平均地盤面からの高さは、4メートルとする。